⑵　期間
　平成28年12月２日から平成28年12月31日までの30日間
４　処分の原因となった事実　東京鋪装工業株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令を受けている。
　このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年 12 月１日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年11月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜建設工業株式会社　代表取締役　秋山　優樹　東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　国土交通大臣許可（般・特―24）第2429号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
　全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
⑵　期間
　平成28年12月２日から平成28年12月26日までの25日間
４　処分の原因となった事実　東亜建設工業株式会社は、国土交通省関東地方整備局発注の東京国際空港、四国地方整備局発注の松山空港及び九州地方整備局発注の福岡空港の地盤改良工事における、バルーングラウト工法を用いた地盤改良の薬液注入等において粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。
　また、関東地方整備局が発注した東京国際空港の地盤改良工事について、発注者に対しバルーングラウト工法への工法決定承諾を得るために行った実証実験結果報告において、データ改ざん等による虚偽の報告を行った。
　これらのことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年 12 月１日
関東地方整備局長　大西　　亘
１　処分をした年月日　平成28年11月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　信幸建設株式会社　代表取締役　木田　正弘　東京都千代田区神田司町二丁目２番地７　国土交通大臣許可（特―23）第15605号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係わるもの。
（注１）　「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
⑵　期間
　平成28年12月２日から平成28年12月11日までの10日間
４　処分の原因となった事実　信幸建設株式会社は、国土交通省関東地方整備局発注の東京国際空港、四国地方整備局発注の松山空港及び九州地方整備局発注の福岡空港の地盤改良工事の各現場における、バルーングラウト工法を用いた地盤改良の薬液注入等において粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。
　このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７９４４号
東京都豊島区池袋本町２丁目38番17号
債務者　有限会社飯野工機
代表者代表取締役　飯野　晃一
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前原　一輝
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９４８号
東京都江戸川区西小松川町31番７号
債務者　株式会社キョウリツアート
代表者代表取締役　江田　洋治
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　栄一
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９５２号
東京都三鷹市牟礼２丁目７番10号
債務者　有限会社システムズおかだ
代表者代表取締役　岡田　修一
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木さとみ
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９５８号
東京都品川区上大崎２―10―34―４―915、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区上大崎２丁目10番34―２―610号
債務者　株式会社グローカル
代表者代表取締役　早瀬　文朗
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新城早智子
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９６１号
東京都北区赤羽西１丁目36番14号
債務者　有限会社関東インターナショナル
代表者代表取締役　西川　清文
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大江　耕治
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９７６号
東京都港区六本木２丁目４番13号
債務者　株式会社向日葵
代表者代表取締役　鈴木　裕也
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　智幸
４　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部